



医療費の自己負担割合について

義務教育就学前	「2割」	
義務教育就学～69歳	「3割」	
70歳～74歳	「2割」または「3割※」 (現役並み所得者)	

※現役並み所得者…同一世帯の中に、一定以上の所得(住民税課税所得145万円以上)がある70歳～74歳までの国保被保険者がいる人。ただし、該当者の収入の合計が単身で383万円未満、2人以上で520万円未満の場合は、申請等により負担割合が軽減されます。

他の健康保険に加入している方の資格確認書が届いていませんか？

- 既に職場の健康保険に加入されている場合は、国保を脱退する手続きが必要です。(職場では国保の脱退手続きは行いません)
- 職場の健康保険への加入日以降は、今回お送りした資格確認書に記載の有効期限に関わらず、国保の資格確認書は使用できません。誤って使うと医療費を国保に返還していただく場合がありますので、市町村の国保担当窓口で届出を行ってください。

〈国保の脱退手続きに必要なもの〉

- 国保の資格確認書
- 資格確認書など他の健康保険に加入したことを証明するもの
- 本人確認できるもの(マイナンバーカードや免許証など)
- マイナンバー(個人番号)が確認できるもの
- (※一部市町村により異なる場合があります)



修学のために市町村外に引っ越す場合は…



大学や専門学校などで修学のために市町村外に住む学生は、特例により親元の市町村国保の資格を継続することができます。転出届の際、学生証または在学証明書をお持ちの上、市町村の国保担当窓口で届出を行ってください。

また、卒業・中退や学校変更をした場合などは、国保脱退となる場合がありますので、必ず届出を行ってください。

高額療養費制度について

病院などで診療を受け、かかった自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分は申請により高額療養費として支給されます。

令和8年8月改正

●70歳未満の方の1か月の自己負担限度額

	世帯の所得合計(※1)	自己負担限度額(月額)		年間上限(※5)
		3回目まで	4回目以降(※3)	
ア	901万円超	270,300円 + [医療費 - 901,000円] × 1%	140,100円	168万円
イ	600万円超～901万円	179,100円 + [医療費 - 597,000円] × 1%	93,000円	111万円
ウ	210万円超～600万円	85,800円 + [医療費 - 286,000円] × 1%	44,400円	53万円(※6)
エ	210万円以下	61,500円		
オ	住民税非課税世帯(※2)	36,900円	24,600円	29万円

●70歳～74歳の方の1か月の自己負担限度額

	所得区分	自己負担限度額(月額)		年間上限(※5)
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み	Ⅲ 課税所得690万円以上	270,300円 + [医療費 - 901,000円] × 1% 【4回目以降(※3) 140,100円】		168万円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	179,100円 + [医療費 - 597,000円] × 1% 【4回目以降(※3) 93,000円】		111万円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	85,800円 + [医療費 - 286,000円] × 1% 【4回目以降(※3) 44,400円】		53万円
一般	一般	22,000円(※7)	61,500円 【4回目以降(※3) 44,400円】	53万円(※6)
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯(※2)	11,000円(※8)	25,700円 【4回目以降(※3) 24,600円】	29万円
	Ⅰ 住民税非課税世帯(所得が一定以下)(※4)	8,000円	15,700円	18万円

- (※1) 世帯の所得合計…前年の被保険者全員の、受診月の前年(1月～7月の間は前々年)の所得(基礎控除後)の合計額です。
- (※2) 住民税非課税世帯…世帯主(国保に加入していない場合も含む)と世帯の被保険者全員が、住民税が非課税である世帯です。
- (※3) 4回目以降…過去12か月間の高額療養費の支給が4回目以降の時の限度額です。
- (※4) 所得が一定以下…世帯の各所得が必要経費及び控除を差し引いたときに0円となる場合です。
- (※5) 年間上限は、8月～翌年7月の1年間で計算します。
- (※6) 一部41万円の場合があります。
- (※7) 外来の自己負担額の年間上限(8月～翌年7月)は216,000円です。低所得者Ⅰ・Ⅱだった月も対象です。
- (※8) 外来の自己負担額の年間上限(8月～翌年7月)は96,000円です。低所得者Ⅰだった月も対象です。

ポリファーマシー※を回避しましょう

- 日頃から、かかりつけの医師や薬剤師を持って、薬の重複がないか、飲み合わせの悪い薬が出ていないかなどをチェックしてもらいましょう。
- 自分の処方されている薬が分かるように、お薬手帳を1冊にまとめておき、受診の際に必ず持参しましょう。
- マイナンバーカードで受診し本人が同意すれば、特定健診情報や過去の薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※多くの薬を服用しているために、飲み合わせ等により副作用を起こすリスクが高まる状態をいいます。単に服用する薬の数が多いことではありません。

